

大学共同利用機関法人自然科学研究機構無期労働契約転換者の定年等に関する規程

平成25年 4月 1日

自機規程第91号

最終改正 令和 7年 2月20日

(目的)

第1条 この規程は、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定に基づき、労働契約の締結の申込みにより、有期労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した者（以下「無期労働契約転換者」という。）の定年等について定めることを目的とする。

(無期労働契約転換者の種類)

第2条 無期労働契約転換者の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 任期制職員無期労働契約転換者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程（平成16年自機規程第34号）第4条第1項第1号の規定に基づき任期を定めて雇用された職員から期間の定めのない労働契約に転換した者
- 二 U R A職員無期労働契約転換者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構U R A職員就業規則（平成25年通則第6号）第2条で定める職員から期間の定めのない労働契約に転換した者
- 三 年俸制職員無期労働契約転換者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号）第2条で定める職員から期間の定めのない労働契約に転換した者
- 四 特定契約職員無期労働契約転換者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員就業規則（平成16年通則第3号）第2条で定める職員から期間の定めのない労働契約に転換した者
- 五 短時間契約職員無期労働契約転換者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構短時間契約職員就業規則（平成16年通則第4号）第2条で定める職員から期間の定めのない労働契約に転換した者

(定年)

第3条 無期労働契約転換者の定年は、満65歳とする。

- 2 無期労働契約転換者が定年に達したときは、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。なお、前項に定める定年に達した日以後に無期労働契約転換者となった者については、無期労働契約転換者となった日を定年に達した日とみなし、その日以後最初の3月31日に退職する。

第4条 削除

(就業規則の適用)

第5条 無期労働契約転換者の定年を除く労働条件は、無期労働契約転換者となる直前に適用されていた就業規則による。

(申込み等)

第6条 労働契約法第18条の規定に基づく労働が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしようとする者は、無期労働契約転換申込書(別紙様式1)を機構に提出するものとする。

2 前項の申込みがあった場合、機構は無期労働契約転換申込受理通知書(別紙様式2)を申込者に通知する。

3 第1項の申込みを取下げようとする者は、無期労働契約転換取下げ書(別紙様式3)を機構に提出するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

令和2年3月26日改正

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日以前に、労働契約法第18条第1項に規定する通算契約期間が5年を超えることになった者に係る期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

3 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2第2項の規定は、有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)であって、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日)

この規程は、令和2年4月1日から施行し、改正後の平成26年4月1日施行の附則第3項の規定については平成31年1月17日から適用する。

附 則（令和2年10月22日）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年11月19日）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式 1 (第 6 条第 1 項)

無期労働契約転換申込書

申請日 年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 殿

申込者
所 属
氏 名
(氏名は自署)

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 5 年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条の 2 又は大学の教員等の任期に関する法律第 7 条の適用については、10 年）を超えますので、労働契約法第 18 条の規定に基づき、労働が提供される期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

別紙様式2（第6条第2項）

無期労働契約転換申込受理通知書

年 月 日

（申込者） 殿

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

印

貴殿から 年 月 日に申請された無期労働契約転換申込書については、
受理しましたので、通知します。

（担当）

電 話

別紙様式3（第6条第3項）

無期労働契約転換取下げ書

申請日 年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 殿

申込者
所 属
氏 名
(氏名は自署)

私は、 年 月 日付けの労働契約法第18条に基づく、労働が提供される期間の定めのない労働契約への転換の申込みを取下げます。